

【論点1】障害児支援における研修体系の創設及び制度化について

現状・課題

- 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)において、全国どこでも質の高い障害児支援を提供するため、研修体系の構築と支援人材の育成を進める方針が示された。
- これを踏まえ、「障害児支援における人材育成に関する検討会」において、障害児支援に従事する者に求められる専門性や人材育成の在り方について検討が行われ、令和7年8月に報告書が取りまとめられた。
- 報告書では、全国共通の枠組みによる研修体系を構築する必要があるとされ、障害児支援における「基礎・実践研修」「リーダー研修」「コア人材研修」の3階層による人材育成体系を構築することが適当とされた。
- このうち、「基礎・実践研修」は障害児支援に従事する全ての支援者を対象として、基本理念や権利擁護、本人支援、家族支援、地域連携等を学ぶ基礎的な研修として位置付けられ、事業者等が実施し、日々の支援実践やOJTと一体的に実施することが適当とされ概ね3年程度の期間の中で受講することが想定されている。
- また、「リーダー研修」は事業所において中心的な役割を担う者を対象とした研修、「コア人材研修」は地域においてスーパーバイズや地域づくりを担う者を対象とした研修として位置付けられ、いずれも都道府県・指定都市を実施主体として実施することが適当とされた。
- さらに、研修体系については、「基礎・実践研修」を土台に、「リーダー研修」及び「コア人材研修」を積み上げる構造とし、同時期に全ての研修を導入するのではなく、基礎・実践研修から導入した上で、段階的に研修体系全体を整備していくことが適当とされたことから、令和9年度より「基礎・実践研修」を導入し、その後、令和10年度に「リーダー研修」、令和11年度に「コア人材研修」を順次導入することを予定している。
- 一方、報告書において、「基礎・実践研修」は障害児支援に従事する全ての支援者を対象とする基礎的な研修として位置付けられたことから運営基準上の位置付け等について整理する必要がある。
- また、障害児通所支援事業所においては、サービス提供時間を通じた人員配置が求められていること等から、研修受講のための時間確保や代替要員の確保が課題となると考えられ、関係団体ヒアリングにおいても、研修受講時の人員配置の取扱いについて指摘されるなど、研修受講を促進するための環境整備について検討することが必要である。

【論点1】障害児支援における研修体系の創設及び制度化について

論点

- 全国どこでも質の高い障害児支援を提供できるよう、障害児支援に従事する者に共通して求められる理念・価値観及び専門性を確保するための研修体系の運営基準上の位置付けや受講対象者の範囲についてどのように考えるか。
- 研修の受講を促進するとともに、支援の質の確保を図る観点から、外部研修受講時における人員基準上の取扱いについてどのように考えるか。

検討の方向性

- 運営基準上、事業者に対して本研修を実施するための措置を講じることを求めること及び本研修の受講対象は、障害児支援に従事する者に共通して求められる理念及び専門性を確保する観点から、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援、指定障害児入所支援及び指定障害児相談支援（以下「受講対象事業」という。）に従事する者とすることを検討してはどうか。
- 「基礎・実践研修」については、障害児支援に従事する者に共通して求められる基本理念や権利擁護、本人支援、家族支援及び地域連携等に関する基礎的な研修として位置付けられるため、本研修の導入時においては、受講対象事業に配置されている全ての常勤職員に受講を求めることとし、以降、受講対象事業に新たに従事する常勤職員に対して受講を求めることを検討してはどうか。他方で、非常勤職員については、その役割や勤務実態を踏まえ、標準カリキュラムのうち必須受講科目を設定する等、常勤職員とは異なる枠組みにより受講を求めることを検討してはどうか。
- 「リーダー研修」及び「コア人材研修」については、都道府県及び指定都市による実施を念頭に、事業所又は地域において中核的な役割を担う者が任意で受講する研修として、その在り方を検討してはどうか。
- 外部研修の受講に伴い、一時的に人員配置への影響が生じる場合については、支援の質の確保の観点から必要な直接支援体制が確保されることを前提に、人員基準の柔軟な取扱いを検討してはどうか。